

鳥取市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月30日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第27号

鳥取市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(鳥取市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 鳥取市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成29年鳥取市条例第55号)の一部を次のように改正する。

目次中「第16章 離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準(第211条—第215条)」を「第16章 離島その他の地域における第17章 雑則(第216条)基準該当障害福祉サービスに関する基準(第211条—第215条)に改める。」

第215条第1項中「第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」を「第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」に改める。

第16章の次に次の1章を加える。

第17章 雑則

(電磁的記録等)

第216条 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第11条第1項（第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第95条、第95条の5、第123条、第131条、第131条の4、第143条、第143条の4、第157条、第171条、第176条、第180条、第180条の12、第180条の20並びに第215条第1項において準用する場合を含む。）、第15条（第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第78条、第95条、第95条の5、第110条、第110条の4、第123条、第131条、第131条の4、第143条、第143条の4、第157条、第171条、第176条、第180条、第180条の12、第180条の20、第197条、第197条の11、第208条並びに第215条第1項において準用する場合を含む。）、第54条第1項、第104条第1項（第110条の4において準用する場合を含む。）、第186条第1項（第197条の11及び第208条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等

の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（鳥取市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第2条 鳥取市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成29年鳥取市条例第56号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3節 運営に関する基準（第11条—第61条）」を「第3節 運営に関する基準（第11条—第61条）」を
第3章 雑則

第62条 指定障害者支援施設等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第12条第1項、第16条及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

第2章の次に次の1章を加える。

第3章 雑則

（電磁的記録等）

第62条 指定障害者支援施設等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第12条第1項、第16条及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定障害者支援施設等及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これ

らに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）にすることができる。

（鳥取市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 鳥取市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年鳥取市条例第57号）の一部を次のように改正する。

目次中「第9章 多機能型に関する特例（第89条—第91条）」を「第9章
第10章
多機能型に関する特例（第89条—第91条）」に改める。
雑則（第92条）」
第9章の次に次の1章を加える。

第10章 雑則

（電磁的記録等）

第92条 障害福祉サービス事業者及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 障害福祉サービス事業者及びその職員は、交付、説明、同意、締結その他これ

らに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）にすることができる。

（鳥取市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第4条 鳥取市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年鳥取市条例第58号）の一部を次のように改正する。

目次中「第2章 設備及び運営に関する基準（第4条—第45条の2）」を
「第2章 設備及び運営に関する基準（第4条—第45条の2）」に改める。

第3章 雑則（第46条）」

第2章の次に次の1章を加える。

第3章 雑則

（電磁的記録等）

第46条 障害者支援施設及びその職員は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 障害者支援施設及びその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾

を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（鳥取市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第5条 鳥取市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年鳥取市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第19条の次に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第20条 地域活動支援センター及びその職員は、記録、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 地域活動支援センター及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（鳥取市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第6条 鳥取市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年鳥

取市条例第60号)の一部を次のように改正する。

第17条の次に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第18条 福祉ホーム及びその職員は、記録、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 福祉ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの(以下「説明等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(鳥取市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第7条 鳥取市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(令和元年鳥取市条例第2号)の一部を次のように改正する。

目次中「第7章 多機能型事業所に関する特例(第103条—第105条)」を

「第7章 多機能型事業所に関する特例(第103条—第105条) に改める。

第8章 雑則(第106条) 」

第6条第5項中「第2項」を「前2項」に改める。

第7条第7項中「第1項第2号イ及び第4項第1号」を「第1項第2号ア、第4項第1号及び次項」に改める。

第79条第5項中「第2項」を「前2項」に改める。

第7章の次に次の1章を加える。

第8章 雑則

(電磁的記録等)

第106条 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第14条第1項（第59条、第63条、第77条、第84条、第85条、第89条、第97条及び第102条において準用する場合を含む。）、第18条（第59条、第63条、第77条、第84条、第85条、第89条、第97条及び第102条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁氣的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

(鳥取市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第8条 鳥取市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例(令和3年鳥取市条例第10号)の一部を次のように改正する。

附則第14条中「基準該当放課後等デイサービス支援」を「基準該当放課後等デイサービス」に改める。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。ただし、第1条中鳥取市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第215条第1項の改正規定及び第7条中鳥取市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第6条第5項、第7条第7項及び第79条第5項の改正規定並びに第8条の規定は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。